

別添

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」
に係る文部科学大臣表彰要項

平成23年3月2日
文部科学大臣決定
令和4年7月13日
一部改正

1 趣旨

この要項は、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指すことを目的に、学校と地域が連携・協働し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定める。

2 表彰の対象

表彰は、コミュニティ・スクール（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会を設置している学校」をいう。）と社会教育法第5条第2項に規定する地域学校協働活動の一体的実施により、学校運営の改善・強化のみならず、学校を核とした地域づくりにも効果を上げている取組のうち、他の模範と認められるものに対して行うものとする。

なお、PTA活動として行われる地域学校協働活動については、別に定めるところにより表彰を行うものとし、本要項の対象とはしない。

〔表彰基準〕

組織、運営及び活動について、概ね以下に掲げる内容であること。

(1) 組織、運営

ア 学校運営協議会は、学校運営の改善・強化のために、適切かつ多様な委員によって構成され、効果的な運営が行われていること

イ 地域学校協働活動推進員等は、学校運営協議会委員として学校運営に参画するなど、学校・学校運営協議会と地域のつなぎ役として、配置されていること

ウ 地域学校協働活動は、幅広い地域住民の参画を得て、行われていること

(2) 活動

- ア 学校運営協議会は、その権限や機能を活用し、学校運営の改善・強化のために必要な協議を行っていること
- イ 地域学校協働活動推進員等は、学校・学校運営協議会と地域のつなぎ役となり、学校の目標や課題、地域の課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行うなどの役割を果たしていること
- ウ 地域学校協働活動は、学校の目標や課題、地域の課題、学校運営協議会における協議の結果等を踏まえて、展開されていること

3 推薦方法

(1) 推薦依頼

文部科学省は、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）に対し、上記表彰基準を満たす取組のうち、表彰するにふさわしいと判断するものについての推薦依頼を行うものとする。

(2) 都道府県等における推薦方法

都道府県等は次に定めるところにより、被表彰対象候補として、上記表彰基準を満たす「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」を、文部科学大臣に推薦することができる。

なお、推薦に当たっては、別紙推薦書に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

[都道府県等による推薦数]

都道府県等は、選考の上、管内の上記表彰基準を満たす「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」のうち、都道府県にあっては3件以内（ただし、特別区を含む東京都にあっては2件以内の推薦分をこれに加えることができる。）、指定都市にあっては2件以内、中核市にあっては1件を、それぞれの被表彰対象候補として推薦することができる。

幼稚園、認定こども園（幼稚園型）、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に係る「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」については、都道府県、指定都市、中核市それぞれ上記件数に加えて1件推薦することができる。

また、学校運営協議会への移行またはその設置を計画している学校と地域が、連携・協働し、一体的に実施する取組については、上記件数の範囲内で1件を上限とし、推薦することができる。

なお、選考に当たっては、都道府県等に関係者からなる選考委員会を設

け、その議を経るとともに、複数推薦する場合は、推薦順位を決定し、推薦書に明記した上で提出するものとする。

(3) 文部科学省における推薦

文部科学省は、上記表彰基準に基づく都道府県等からの推薦のほかに、表彰するにふさわしいと判断する「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」を、被表彰対象候補として審査の対象に加えることができる。

4 被表彰対象活動の審査及び決定

文部科学大臣は、上記推薦方法により推薦された「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象を決定する。

5 受賞歴について

当該表彰の受賞は1回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

6 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

7 表彰の取り消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

(1) 被表彰対象取組に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。

(2) 被表彰対象取組において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

8 本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課において処理する。

附 則

1 この決定は、平成23年3月2日から実施し、平成23年度の表彰から適用する。

2 放課後子ども教室推進表彰要項（平成20年11月11日生涯学習政策局長決定）は、本要項の決定をもって廃止する。

3 この改正は、令和4年度の表彰から適用する。